# 認定新技術等実証計画の内容の公表

１．認定をした年月日
令和８年11月13日

２．認定新技術等実証実施者の名称
東急株式会社　代表取締役　堀江正博

３．認定新技術等実証計画の目標
認定新技術等実証実施者である東急株式会社によれば、本実証においては、同社が将来的に導入することを検討している、同社が運営する「ツギツギ」（月額定額料金により複数の宿泊施設を柔軟に利用できる宿泊サービス）による宿泊サービスと実証参画航空事業者が提供する航空サービスとを組み合わせたサービスについて、宿泊と交通とを一体の募集型企画旅行契約として提供するとともに航空サービスにおいては個人包括旅行運賃（以下「IIT」という。）を利用する取引構造が、
・航空サービスの利用者が、当該サービスの代金がIITという一般運賃より割り引かれた価格である旨やその額自体について、把握することがないこと
・IITを利用しても不当な競争を引き起こすことがないこと
を確認することを目的とするとのこと。
具体的には、本実証において、上記将来的な導入を検討しているサービスと同様の経済条件の実現のため事後精算により旅行代金総額の５％程度の返金を行うことが航空法に反しないことを検証するとともに、その検証により、将来的な導入を検討しているサービスにおけるIITの利用が不当な競争を引き起こすことはないことを確認することも目的とするとのこと。
なお、こうした認定新技術等実証実施者が掲げる目標と本認定との関係について、９．にて補足事項あり。

４．認定新技術等実証計画の内容
（１）新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
実証参加者（利用者）が、宿泊サービス及び航空サービスをそれぞれ予約・手配して旅行し、旅行の実施後に、宿泊と航空に係る費用の総額の５％程度の返金を行う。

（２）産業競争力強化法（以下「法」という。）第２条第３項第１号に規定する実証の内容及びその実施方法
利用者は、宿泊についてはツギツギの公式ウェブサイトにおいて予約・手配を行うが、航空券については通常の手続と同様に実証参画航空事業者の公式ウェブサイトにおいて公示運賃（国土交通大臣に届出済みの運賃）により利用者自身が予約・手配を行う。そして旅行の実施後に、将来的な導入を検討しているサービスにおけるIITの利用を想定し、当該運賃適用時の割引額に相当する額として、宿泊と航空に係る費用の総額（すなわち旅行代金総額）の５％程度の返金を行う。
その上で、宿泊と航空券を別々に予約・手配するという航空運賃の金額が明確化しやすい条件下であっても、
・航空運賃それ自体が割り引かれていると認識されたり本来非公開であるIIT相当額が外部から推認されたりすることがないこと
・またそれゆえ、IITを利用しても不当な競争その他の弊害は生じず航空法違反とならないこと

を確認するとのこと。
なお、こうした認定新技術等実証計画の内容と本認定との関係について、９．にて補足事項あり。

【実証の手順（概要）】

ア 実証参加者を、ツギツギ既存会員を中心に募集する（新規入会者の応募も可）

イ 実証参加者に対し、本実証が通常販売ではないこと、および宿泊と航空をともに体験することが、本実証の内容であることについて事前に説明し、同意を取得する

ウ 実証参加者が、以下の予約・手配をそれぞれ行う

・ツギツギ公式ウェブサイトにおける宿泊予約・手配

・実証参画航空事業者公式ウェブサイトにおいて航空券を自ら予約・手配の上、航空券代金を直接支払い

エ 実証参加者が、当該条件の下で旅行を実施する

オ 旅行実施後、認定新技術等実証実施者は、実証参加者から領収書等の証憑の提出を受けた上で、実証参加者に対するアンケートやインタビュー等の実施により、実証に必要なデータを取得し、個人情報を除いた上で実証参画航空事業者との間で共有する

（３）法第２条第３項第２号に規定する分析の内容及びその実施方法

認定新技術等実証実施者において、実証参加者に対してアンケートやインタビュー等を実施し、宿泊と航空券を別々に予約・手配するという航空運賃の金額が明確化しやすい条件下であっても、

・航空運賃それ自体が割り引かれていると認識されたり本来非公開であるIIT相当額が外部から推認されたりすることがないこと

・またそれゆえ、IITを利用しても不当な競争その他の弊害は生じず航空法違反とならないこと

について確認・分析するとともに、将来的な導入を検討しているサービスが現行制度の下で適切に運用可能であるかを検証するとのこと。

なお、これらの内容と本認定との関係について、９．にて補足事項あり。

５．新技術等実証の実施期間及び実施場所

（１）実施期間

認定後、必要な準備が完了した日から２か月以内に実証を開始し、実証開始日から３か月後の日が属する月の末日まで

（２）実施場所

日本国内のツギツギが提供する宿泊施設及び実証参画航空事業者が提供する国内航空路線を利用して行う。

６．参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

（１）参加者等の範囲

ア 本実証に参加し、ツギツギを通じて宿泊予約を行う実証参加者

イ 本実証において、航空サービスを提供する実証参画航空事業者

（２）参加者等の同意の取得方法

ア 実証参加者については、ツギツギでの実証参加申込時に、本実証が通常の旅行商品の販売ではなく実証実験であること等の内容について明示し、電子的な方法により同意を取得する。

イ 航空会社については、本実証の趣旨及び実施内容について事前に説明を行い、実証参画航空事業者としての参加について合意を得る。

7．法第２条第３項第２号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

〇航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（運賃及び料金）

第百五条　本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物（国際航空運送事業に係る郵便物を除く。第三項において同じ。）の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

２　国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一　特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

三　他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

３・４　（略）

8．規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

なし

9．本認定に係る補足事項

本認定は、申請のあった新技術等実証計画に係る新技術等実証の内容に関して関係法令に違反するものでないこと等が認められたことにより、行っているものである。当該計画には認定新技術等実証実施者が将来的な導入を検討しているサービスに関しても記載があったが、当該サービスと新技術等実証の内容とが異なるものであったため、新技術等実証の内容に関して審査を行った。このため、本認定を行うに当たり、

①「関係法令に違反するものでないこと」については、あくまで新技術等実証の内容に関して、航空法第105条第１項に違反しないことを認めるものであること

②すなわち、例えば認定新技術等実証実施者が確認することとしている「IITを利用しても不当な競争その他の弊害は生じず航空法違反とならないこと」についてまで、本認定でもって認めるものではないこと

を申し添える。

※　上記②について更に補足すれば、国内航空運賃に係る航空法の規制は事前の届出義務（同法第105条第１項）のみであり、いわゆる一般の運賃ではなくIITを利用する場合もそれが届出済みのものであれば違反とはならない。

認定新技術等実証実施者が述べている「不当な競争その他の弊害」については、同条第２項について述べているものと考えられるが、同項は国土交通大臣による変更命令権限を規定するものであり、同項各号に該当するか否かは、関係法令に違反するか否かとは関係がない。

その上で、認定新技術等実証実施者が将来的な導入を検討しているサービスが同項各号に該当するか否かについては、具体的な運賃の金額等が示されていない以上判断ができないが、IITとして届出済みの運賃が用いられるのであれば、原則としては該当しないものと考えられる。